

長久保公園（都市緑化植物園）及び遠藤笹窪谷公園  
指定管理者募集要項

2025年（令和7年）8月  
藤沢市 都市整備部 みどり保全課

# 目次

はじめに.....	1
I 公園の概要.....	1
1 公園の背景・現状.....	1
2 公園の概要.....	2
II 指定管理の条件.....	4
1 基本的条件.....	4
2 業務内容.....	4
3 指定管理期間.....	4
4 指定管理料.....	4
5 管理運営に関する経費等.....	5
6 市の施策等との整合.....	5
7 指定管理事業の継続が困難になった場合の措置.....	7
8 自主事業.....	8
9 特記事項.....	8
III リスク分担.....	8
IV 応募の手続.....	8
1 申請書類.....	8
2 提出書類の著作権等.....	10
3 応募の条件.....	10
4 欠格事項.....	11
5 提案を受ける内容.....	11
6 募集要項等の掲載場所.....	12
7 募集要項等の掲載期間.....	12
8 質問の受付.....	12
9 申請書類の提出.....	12
10 留意事項.....	13
V 指定管理者の選定.....	13
1 審査選定の方法等.....	13
2 プレゼンテーション及びヒアリング.....	14
3 審査評価の基準.....	14
VI 協定の締結.....	14
1 基本協定.....	14
2 年度協定.....	14
3 協定が締結できない場合.....	14
VII スケジュール.....	15
VIII 指定管理事業に関する主な手続き.....	15
1 年度事業計画書.....	15
2 事業報告書.....	15
3 月例報告書.....	15
4 モニタリング及び第三者評価.....	16

5 監査.....	16
6 引継ぎ.....	16
IX 問合わせ先.....	16
リスク分担表.....	17
長久保公園（都市緑化植物園）及び遠藤笹窪谷公園の指定管理者候補者の選定に係る審査基準表.....	19
主な事業等の過年度実績.....	20
添付資料 公園図面（別添のとおり）.....	23
様式集（別添のとおり）.....	23

はじめに

藤沢市には、三大谷戸（川名清水谷戸、石川丸山谷戸、遠藤笹窪谷（谷戸））をはじめ、緑豊かな斜面樹林、引地川や境川を代表とする河川、江の島や湘南海岸などの海浜環境など、多様で良好な自然環境が存在し、これらの自然環境から豊かな恵みがもたらされています。

このような環境の中、市では、これまでも「藤沢市緑の基本計画（以下「基本計画」という。）」などに基づき、緑地の保全や緑化の推進、都市公園の整備など、様々な取組を推進してきました。

また、「藤沢市生物多様性地域戦略（以下「地域戦略」という。）」では、生物多様性の認識不足を最大の危機と捉え、まずは「啓発」することによって人々の関心・認識を高め、ことを目指し、「普及啓発」や「協働」の実現に向けて、「生物多様性センター機能の構築による連携やつながりの創出」を重点プログラムに位置づけています。

長久保公園（都市緑化植物園）（以下「長久保公園」という。）には、従来からあるみどりの相談所に、生物多様性センターの機能を付加するとともに、遠藤笹窪谷公園には、生物多様性サテライトセンターを配置する中で、これら2公園が相互に連携し合いながら、生物多様性の主流化に向けた普及啓発の取組を推進することで、生物多様性の危機を回避することを目指しています。

これらを踏まえ、長久保公園及び遠藤笹窪谷公園では、一般的な公園管理運営業務に加え、みどりの普及啓発、生物多様性の主流化に向けた普及啓発に関する取組を行う必要があります。また、効率的かつ効果的にこれらの取組を行うことで、さらなる市民サービスの向上を実現するため、長久保公園及び遠藤笹窪谷公園を1指定管理者による一体的な管理運営を行うものとします。

この度、現在の指定管理期間（3年間）が令和7年度末をもって終了することに伴い、令和8年度からの5年間の指定管理者の募集を行うものです。なお、長久保公園は平成20年度から、遠藤笹窪谷公園は令和5年度から指定管理者による管理運営を行っているものです。

## I 公園の概要

### 1 公園の背景・現状

#### (1) 長久保公園

長久保公園は、1975年（昭和50年）にその前身である、みどり普及センターとして開設し、その後、1989年（平成元年）に都市公園法に基づく地区公園として開園するとともに、都市緑化の推進拠点（都市緑化植物園）として、みどりの普及啓発をはじめ、数多くの取組を実施してきました。

また、令和5年度からは、生物多様性センターの機能を付加し、生物多様性に関する「情報集約・発信・展示・研修・学習・交流など」の取組を推進しています。

長久保公園は都市公園法に基づく「地区公園」の機能と、都市緑化植物園としての機能を併せ持つことから、芝生広場や駐車場等のほか、「みどりの相談所（温室、みどりの相談コーナー、展示ホール、研修室、図書室、事務室、トイレ）」等とともに「樹木見本園」、「生垣見本園」、「ハーブ園」等、一般的な公園では見られない多くの施設があります。さらに、「生物多様性センター」として、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するための展示・講習会等を実施するとともに、ボランティア等との協働による様々な取組を行っています。

なお、長久保公園は市域で大規模火災が発生した際に一時的に避難する場所として、

藤沢市地域防災計画に基づく「指定緊急避難場所（大規模火災）」に指定されています。

## (2) 遠藤笹窪谷公園

遠藤笹窪谷公園は、「基本計画」における緑の保全拠点と位置づけた遠藤笹窪谷の一部を都市公園（風致公園）として整備したもので、緩やかで開放感のある一筋の谷戸地形が広がる豊かな自然環境を保全するとともに、地域の活性化を図ることを目的に、2022年（令和4年）に開園しました。

公園内の菖蒲畑・カキツバタ田・水田については、市民活動団体との協働による管理を行っているほか、生物多様性サテライトセンターや良好な谷戸環境を活用した自然観察会など、生物多様性の普及啓発の取組を行っています。

遠藤笹窪谷公園には、「管理事務室」や「トイレ」、「展望デッキ」、「研修室」等のある「生物多様性サテライトセンター（管理棟）」をはじめ、「芝生広場」や「菖蒲畑」、「カキツバタ田」、「水田」、「遊水地」、「小川」、「草地」等があります。

また、周辺の樹林地（特別緑地保全地区）においても、市民活動団体との協働により、谷戸の豊かな自然環境の保全に向けた取組を進めています。

## 2 公園の概要

### 【長久保公園】

- (1) 名 称 長久保公園（都市緑化植物園）
- (2) 所 在 地 藤沢市辻堂太平台二丁目13番35号
- (3) 公 園 種 別 地区公園
- (4) 都市計画決定年月日 2024年（令和6年）6月17日（最終）
- (5) 開 設 年 月 日 1989年（平成元年）4月1日
- (6) 開 設 面 積 約4.4ha（都市公園法に基づく供用済区域以外を含む。）
- (7) 施 設 概 要（主なもの）

#### ○管理・教養施設

- ・みどりの相談所（生物多様性センター）

構 造 鉄骨造一部2階建（1988年（昭和63年）建築）

延床面積 693.90㎡

主要施設 展示ホール（128.4㎡）、相談コーナー（12㎡）、温室（124.1㎡）、図書室（48.8㎡）、研修室（79.6㎡）、トイレ（男・女・障がい者用）、会議室、事務室、倉庫、ボイラー室

#### ○修景施設

- |           |         |         |         |
|-----------|---------|---------|---------|
| ・花のプロムナード | 約1,320㎡ | ・生垣見本園  | 約777㎡   |
| ・庭園・樹木見本園 | 約7,300㎡ | ・ハーブ見本園 | 約1,800㎡ |
| ・芝生広場     | 約4,558㎡ | ・溪流広場   | 約120㎡   |
| ・睡蓮の池     | 約800㎡   | ・花菖蒲の池  | 約400㎡   |

#### ○休養施設

- |     |    |       |    |
|-----|----|-------|----|
| ・四阿 | 1基 | ・パーゴラ | 1基 |
|-----|----|-------|----|

#### ○便益施設

- |          |       |          |     |
|----------|-------|----------|-----|
| ・展示広場    | 約600㎡ | ・来園者用駐車場 | 85台 |
|          |       | （うち障がい者用 | 3台） |
| ・管理者用駐車場 | 7台    | ・トイレ     | 3箇所 |

## (8) 開 館 時 間

### ○開館時間（みどりの相談所及び駐車場）

午前8時30分から午後5時まで

### ○休館日

- ・月曜日（その日が「国民の祝日に関する法律」に規定する休日（以下「休日」という。）にあたる場合はその翌日）
  - ・休日の翌日（土曜日、日曜日又は休日にあたる場合を除く。）
  - ・12月28日から翌年の1月4日まで
- ※12月28日から翌年の1月4日までの間の駐車場の門扉の開閉については、市と指定管理者とで協議を行い、決定することとします。
- ※開館時間及び休館日は、原則として上記のとおりとしますが、イベント等の実施のため、指定管理者が必要と認める場合には、市の承認を得て、変更することができるものとします。

### 【遠藤笹窪谷公園】

- (1) 名 称 遠藤笹窪谷公園
- (2) 所 在 地 藤沢市遠藤4840番地
- (3) 公 園 種 別 特殊公園（風致）
- (4) 開 設 年 月 日 2022年（令和4年）7月16日
- (5) 開 設 面 積 約2.46ha
- (6) 施 設 概 要（主なもの）

#### ○管理施設

- ・生物多様性サテライトセンター
- 構 造 木造平屋1階建  
延床面積 232.90㎡
- 主要施設 管理事務室（23.19㎡）、研修室（49.69㎡）、展望デッキ（49.69㎡）、トイレ（男・女・障がい者用）、倉庫

#### ○修景施設

- ・芝 生 広 場 約4,084㎡
- ・菖 蒲 畑 2面
- ・カキツバタ田 2面
- ・水 田 1面
- ・フジ棚（パーゴラ） 1基

#### ○休養施設

- ・野 外 卓 2基
- ・縁 台 3基
- ・ベンチ 7基

#### ○便益施設

- ・来園者用駐車場（障がい者用） 4台
- ・隔地駐車場 12台
- ・自転車駐車場 28台
- ・防犯カメラ 1台
- ・シェアサイクルラック 4台（指定管理外施設）

#### ○管理施設

- ・井 戸 1箇所

## (7) 開 館 時 間

### ○開館時間（管理棟）

午前8時30分から午後5時まで

## ○休館日

- ・月曜日（その日が休日にあたる場合はその翌日）
- ・休日の翌日（土曜日、日曜日又は休日にあたる場合を除く。）
- ・12月28日から翌年の1月4日まで

※開館時間及び休館日は、原則として上記のとおりとしますが、イベント等の実施のため、指定管理者が必要と認める場合には、市の承認を得て、変更することができるものとします。

## II 指定管理の条件

### 1 基本的条件

「地域戦略」及び「基本計画」の施策を展開していくにあたっては、これら2公園の連携による効果を最大限に発揮する必要があることから、指定管理者には、これらの施策を着実に展開できる実現性を求めるものとします。

また、指定管理者には、適正な公園の管理運営、市民等の公園利用の促進及び市民活動団体やボランティアとの信頼関係の構築等とともに、大学などの研究機関や事業者(企業)等との協働・連携によるマルチパートナーシップの構築を求めるものとします。

さらに、市民協働や経費削減の観点から、指定管理者自らが次世代のボランティアを育てるといった人材・組織育成の能力及び実績を求めるものとします。

### 2 業務内容

指定管理者が行う主な業務は次のとおりとし、その詳細は、「長久保公園（都市緑化植物園）及び遠藤笹窪谷公園指定管理者管理運営に関する仕様書」を参照するものとします。

#### 【共通】

- (1) 公園管理運営業務（業務における留意事項）

#### 【長久保公園】

- (1) みどりの相談所（生物多様性センター）の管理運営業務
- (2) みどりの普及啓発等に関する業務
- (3) 生物多様性の普及啓発等に関する業務
- (4) 公園施設の維持管理業務
- (5) 災害時対応の業務

#### 【遠藤笹窪谷公園】

- (1) 生物多様性サテライトセンターの管理運営業務
- (2) 生物多様性の普及啓発等に関する業務
- (3) 公園施設の維持管理業務（ゾーン別管理運営方針）
- (4) 災害時対応の業務

### 3 指定管理期間

2026年（令和8年）4月1日から2031年（令和13年）3月31日までの5年間とします。

### 4 指定管理料

指定管理料は、指定管理期間5年間の総額で¥724,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

なお、長久保公園及び遠藤笹窪谷公園の直近3年間の指定管理料（市から指定管理者に支払った額（令和7年度は予定））は次のとおりです。

指定管理料 （消費税及び地方 消費税を含む。）	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	¥119,000 千円	¥119,000 千円	¥119,000 千円

※指定管理料の提案額の算出にあたっては、消費税率を10%として計算してください。  
 ※市の一般会計は適格請求書（インボイス）発行事業者への登録を完了しています。詳細は市ホームページ「インボイス制度の対応について」をご確認ください。

※指定管理事業の2年目以降の指定管理料については、初年度にかかる初期費用を除いた実績を踏まえ、協議の上、年度協定で定めるものとします。

※市は、指定管理者から提案された指定管理料を基に債務負担行為の設定及び予算調製を行うものとします。その後、藤沢市議会における予算の議決を経て、年度協定の締結をもって指定管理料が確定するものとします。なお、藤沢市議会における予算の議決がなされないときには、年度協定が成立しない場合があるため、指定管理料が必ずしも保障されるものではありません。

## 5 管理運営に関する経費等

### (1) 指定管理事業に係る経費等

市は、指定管理料を、債務負担行為で設定した額及び各年度の予算の範囲内で年度協定により定めた方法において、指定管理者に支払うものとします。

### (2) 会計帳簿の明確化

指定管理者は、指定管理事業に係る経費及び収入を、指定管理者が行う他の業務の口座とは別に専用の口座を設け、管理するとともに、会計帳簿上、明確に区分するものとします。

### (3) 指定管理料の精算

指定管理者が、基本協定、年度協定、仕様書及び本募集要項等で定めた水準を満たしつつ指定管理事業を実施している場合、指定管理料の精算は求めません。また、指定管理料が不足した場合には、指定管理者の負担により、確実に事業を行うものとします。

### (4) 自主事業

指定管理者が自主事業を行う場合、自主事業の参加者が支払う料金等は自らの収入にすることができます。

ただし、自主事業に係る費用（人件費、報償費、材料費及び事務経費等）は、全て指定管理者の負担とし、市からの指定管理料を充てることはできないものとします。

また、この場合、指定管理者は事前に市の承認を得るものとします。

## 6 市の施策等との整合

指定管理者は、公の施設に関する業務を市に代わって行うことから、指定管理者も市と同様の行動・意識醸成が求められることを自覚し、次の取組を行うものとします。

### (1) 市の施策への理解・協力

指定管理者は、市の各種施策を理解した上で、指定管理事業を実施するものとし、市が実施する事業については、必要に応じて協力するものとします。

## (2) SDGs・環境配慮・人権擁護等

- ①指定管理事業を行うにあたっては、「藤沢市SDGs共創指針」に基づき、SDGsの達成に貢献するような取組の実施に努めるとともに、「藤沢市市政運営の総合指針2028」における、まちづくりのコンセプトである「サステナブル藤沢」、「インクルーシブ藤沢」、「スマート藤沢」の推進につなげるものとします。
- ②市では、「藤沢市環境基本計画」や「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの削減などの環境保全に取り組んでいます。また、2021年（令和3年）2月には、世界各国で甚大な被害をもたらす気候変動の状況に鑑み、「藤沢市気候非常事態宣言」を表明し、市民・事業者などあらゆる主体がこの脅威を認識し、持続可能な社会の実現に向け、力を合わせて取り組んでいくこととしています。指定管理者も同様に、環境への負荷の低減が図られる資材の利用や環境に配慮した役務の提供等、これら計画等の趣旨に基づいた取組を行うものとします。
- ③指定管理事業にあたっては、「ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針」に基づき、各種事業を行うものとします。
- ④「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、市が定めた「藤沢市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に従い、公園利用者に合理的な配慮を行うこととします。
- ⑤指定管理期間中に、各種法令改正や計画等の見直しが行われた場合は、最新のものに基づくとします。

## (3) 藤沢市生物多様性地域戦略・藤沢市生物多様性実行プラン

「地域戦略」では、「生物多様性センター・サテライトセンターによる連携、つながりの拡充（予定）」を重点プログラムに位置づけるとともに、「藤沢市生物多様性実行プラン（第2期計画）」では、長久保公園（生物多様性センター）と遠藤笹窪谷公園（生物多様性サテライトセンター）が、互いに連携し合い、生物多様性の普及啓発を推進することとしています。

指定管理者は、地域戦略等に基づき、各種事業展開を行うものとします。

なお、「地域戦略」は、令和8年度に改定を予定しているため、改定後は、新たな地域戦略等の趣旨に基づいた取組を行うこととします。

## (4) 藤沢市緑の基本計画・藤沢市緑の実施計画

「基本計画」では、長久保公園を「みどりと生物多様性の普及啓発拠点（予定）」に位置づけるとともに、生物多様性センターなどを中心としたみどりや生物多様性に関する講習会・観察会等の開催、普及啓発に関するネットワーク構築に向けた検討などを施策に位置づけています。

遠藤笹窪谷公園は、「みどりの保全拠点」に位置づけた、三大谷戸の1つである遠藤笹窪谷の谷戸底部に整備した公園で、貴重な谷戸環境を保全しつつ、自然環境の保全・再生・活用などを図っています。

また、「緑の実施計画（第4期計画）」では、基本計画に示す施策をより具体的に展開するための実施事業として、長久保公園の機能の充実を図るための「長久保公園都市緑化植物園運営事業」を、遠藤笹窪谷公園を含む遠藤笹窪谷の保全・再生・活用を図るための「健康の森保全再生整備事業」を位置づけています。

指定管理者は、基本計画等に基づき、各種事業展開を行うものとします。

なお、基本計画は、令和8年度に改定を予定しているため、改定後は、新たな計画

- の趣旨に基づいた取組を行うこととします。
- (5) 個人情報の保護及び情報公開  
個人情報の取り扱いは、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、適正に行うものとし、指定管理者は、指定管理事業に関わる全ての職員に取り扱いを徹底するものとし、また、情報公開の取り扱いについては、「藤沢市情報公開条例」に基づき、適正に行うものとし、
  - (6) 暴力団の排除  
暴力団は、事業活動又は市民生活に不当な影響を生じさせる存在であるという認識のもと、指定管理者は、「藤沢市暴力団排除条例」等の趣旨を踏まえ、市等と連携及び協力して暴力団の排除に努めるものとし、
  - (7) 文書等の作成・管理  
「藤沢市公文書等の管理に関する条例」に基づき、指定管理者は、適正な文書の作成・管理を行うものとし、
  - (8) 法令遵守  
指定管理者は、法令遵守に関する取組を行うとともに、コンプライアンスに関わる事故等が発生した場合の対応等が適切に行われる仕組みを構築するものとし、
  - (9) ウェブサイトにおける情報発信及びセキュリティ対策の実施  
指定管理者は、専用ウェブサイトにより、公園に関する情報を発信するものとし、また、ウェブサイトの管理にあたっては、「ウェブアプリケーションのセキュリティ対策に関する仕様書」や運営規則等を作成し、厳重なセキュリティ対策を構築することとし、
  - (10) 受動喫煙の防止  
指定管理者は、「藤沢市公共的施設等における受動喫煙防止を推進するためのガイドライン」に基づく市民サービスの提供に努めることとし、
  - (11) DXの推進  
指定管理者は、「藤沢市DX推進計画」に基づき、各種DXに関する取組を推進するとともに、キャッシュレス決済の導入を検討することとし、

## 7 指定管理事業の継続が困難になった場合の措置

- (1) 指定管理者は、指定管理事業の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告しなければならないものとし、
- (2) 指定管理者の責に帰すべき事由により、公園の適正な管理運営が困難となった場合又はその恐れがあると認められる場合、市は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができるものとし、この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合、市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとし、
- (3) 指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど、指定管理事業の継続が困難と認められる場合、市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとし、
- (4) 指定管理者は、(2)又は(3)により、指定管理者の指定を取り消され、指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合、賠償の責を負うこととし、
- (5) 市又は指定管理者の責に帰することができない事由により、指定管理事業の継続が困難となった場合、市と指定管理者は指定管理事業の継続の可否について、協議する

こととします。

## 8 自主事業

指定管理者は、市の承認を受けたうえで、対象施設の設置目的に合致し、管理運営業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により、自主事業を実施することができます。

指定管理者には、民間ノウハウの活用による市民サービスの向上、新たな公園利用者の獲得による生物多様性の普及啓発の裾野の拡大及び管理運営経費の節減などを図るため、各公園の特性に応じた積極的な自主事業の検討、実施を期待しています。特に飲食関連サービスは、市民ニーズが高いコンテンツであるため、積極的な導入を期待するものです。

## 9 特記事項

(1) みどりの相談所については、指定管理期間中に市が建替えを予定しています。

建替えにあたっては、現在のみどりの相談所を使用しながら、近傍の場所に同規模程度の建物を建築し、新たな建物へ引っ越しをした後、現在のみどりの相談所の解体・撤去を行うことを想定しています。指定管理者は、建替えまでの間、既存の施設を工夫して利用するとともに、指定管理期間中に引越し等が発生することを想定するものとし、(詳細は「第4次藤沢市公共施設再整備プラン」を参照)。

(2) 市は、みどりの相談所の建替えに合わせて、影響範囲の再整備を予定しています。

(3) 建替え後に管理施設・設備の増減や管理方法の変更が生じた場合の管理運営経費の取り扱いについては建替えの実施時期等を踏まえて、別途、市と指定管理者が協議の上、決定することとします。

(4) みどりの相談所の建替えや市の施策に伴い、一部施設(研修室、駐車場等)の有料化、開館時間や利用形態等に変更が生じる可能性があります。これらに伴う管理運営経費の取り扱いについては、別途、市と指定管理者が協議の上、決定することとします。

(5) 新たな建物の建築工事に支障が生じる可能性があるため、現在のみどりの相談所の近傍には、新たな建物・工作物を設置しないこととします。

(6) 指定管理事業の募集時点では予定がないものの、制度改正等により、長久保公園及び遠藤笹窪谷公園において、公民連携(Park-PFI)等に取り組んでいくこととなった場合、指定管理者は本取組に協力するものとし、この場合、指定管理区域等に変更が生じる場合があります。

## III リスク分担

指定管理事業に関するリスク分担については、別紙1「リスク分担表」のとおりとします。ただし、リスク分担表に定めのない事項又は不測のリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、決定するものとし、

## IV 応募の手続

### 1 申請書類

(1) 指定管理者指定申請書(「藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」第1号様式(第2条関係))(様式集)

(2)「藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」第2条第2項に定める書類

①事業計画書

ア 別紙2「審査基準表」を参照し、評価項目ごとに体系立て、作成すること

I-1 (1) 指定管理者制度への理解

(2) 管理運営の基本方針

I-2 (1) 財務面の健全性・安定性

(2) 団体の適性

(3) 管理運営実績

I-3 (1) 法令遵守の取組

II-1 (1) 施設利用の促進

(2) サービスの向上

(3) 平等な利用の確保

(4) 利用者意見等の把握

(5) 研修体制

II-2 (1) 施設・設備の維持管理

II-3 (1) 防犯・防災対策

(2) 緊急時の対応

II-4 (1) 収支予算書

(2) 効率的な運営

(3) 人員体制

II-5 (1) 情報の管理体制

(2) SDGs・環境配慮・人権擁護

(3) 暴力団排除の対策

(4) 生物多様性地域戦略への理解

(5) 緑の基本計画への理解

(6) 市内経済活性化への配慮

II-6 (1) 市民及び関係団体等との協働

(2) 生物多様性の主流化に向けた普及啓発及びみどりの普及啓発

(3) 生物多様性に関するマルチパートナーシップの構築

(4) 自主事業の推進

III-1 (1) 仕様の適合

(2) 特色ある提案

(3) 実現可能性

※「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく取組について、記載すること

イ 収支予算書

指定管理期間分（5年間）を年度ごとに作成すること

②指定を受けようとする団体の概要を記載した書面（法人等に関する資料）

ア 法人等の組織図、代表者・役員等の構成

イ 申請の日に属する事業年度の前年度及び前々年度における収支決算書類、財産目録（公益法人にあっては、公益法人会計基準に準拠した決算書類）

- ウ 最新の定款、寄付行為、規約その他これらに準ずる書類及び登記事項証明書（申込日前6月以内のもの）
- エ 直近2箇年度分の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、県税（法人県民税・事業税）及び市税（法人市民税、固定資産税）の納税証明書
- ③指定を受けようとする団体の活動実績を記載した書面
  - ア 法人等が行っている事業概要、経歴、実績
  - イ 公園緑地・自然環境分野に関する公共施設の管理運営実績
  - ウ 生物多様性・みどりの普及啓発等に関する活動実績
  - エ 指定管理事業に関連する資格の保有者数
- ④市が必要と認める書類（追加資料として提出を求める場合があります。）
  - ※グループで申請する場合、③及び④の書類は全ての構成員分を提出すること
  - ※グループで申請する場合、グループ内での予算配分額を記載すること
- (3) グループ構成員表（グループで申請する場合のみ）（様式集）
- (4) 宣誓書（様式集）
- (5) 再委託先の一覧表
  - ・指定管理事業の一部を再委託する場合は、当該業務、予算額及び受託団体の概要を記載すること
  - ・地域経済の活性化等のため、業者選定などをする場合、可能な限り市内業者とすること

## 2 提出書類の著作権等

- (1) 申請者が提出した書類に著作物が含まれる場合、その著作権は申請者に帰属するものとし、ただし、指定管理者の審査選定及び手続きのために必要な場合、市は当該著作物を含む申請書類等を無償で複製使用できるものとし、
- (2) 提出された申請書類について、第三者から公開を求められた場合、「藤沢市情報公開条例」に基づき、市が公開の諾否を決定しますが、公開の諾否の決定等に当たっては、事前に申請者の意見を聞くものとし、

## 3 応募の条件

- (1) 法人その他の団体又はそれらを構成員とするグループ（以下「団体等」という。）であり、都市公園における管理運営の経験を有すること（個人の申請は不可）。
  - ※グループによる申請の場合は、1団体以上が都市公園における管理運営の経験を有すること。
  - ※グループには任意の名称をつけ、その名称で申請し、代表の団体を決めること（本件に関する連絡等は、代表の団体のみに対して行うものとし、）。
  - ※グループの構成員の変更は原則認めないものの、特別な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上支障がないと市が判断した場合は、その限りではありません。
- (2) 公の施設（公園）の管理を行うに当たり、市民の平等な利用を確保することができる団体であること。
- (3) 事業計画書の内容により、当該管理を行う公の施設（公園）の効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができると認められる団体であること。

- (4) 事業計画書の内容に沿った公の施設（公園）の管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有している団体であること。
- (5) 公の施設（公園）の設置の目的を達成するために必要な能力を十分に有している団体であること。

#### 4 欠格事項

申請時点において、申請者は、次の欠格事項に該当しない団体等(再委託先を含む。)に限るものとします。

- (1) 会社更生法に基づき更生手続きをしている法人等
- (2) 民事再生法の規定により再生手続きをしている法人等
- (3) 法人税、法人住民税及び法人事業税、消費税及び地方消費税、所得税並びに藤沢市に事業所を有する場合には、当該事業所の用に供している資産に係る固定資産税を滞納している法人等、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない法人等又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない法人等
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当する法人
- (5) 暴力団又はその構成員として次に該当する法人等
  - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
  - ②暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等
  - ③暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含む法人等
- (6) 役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられる者がいる法人等
- (7) 藤沢市が行う指名競争入札において参加停止措置を受けている法人等、若しくは藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の別表に定める事項について、募集要項等の公表開始日から過去3年以内に該当したことがある法人等
- (8) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある法人等
- (9) 募集要項等の公表開始日から過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けており、申請書類の提出時点で必要な措置の実施について、労働基準監督署に報告が終わっていない法人等

#### 5 提案を受ける内容

- (1) 指定管理期間における効率的かつ効果的な管理運営を行うための提案
- (2) 公園利用の促進及び市民サービスの向上を図るための提案
- (3) 生物多様性の主流化に向けた普及啓発に関する事業を効果的に実施するための提案
- (4) みどりの普及啓発に関する事業を効果的に実施するための提案

※令和8年度に「地域戦略」及び「基本計画」の改定を予定しているため、指定管理事業の応募段階においては、改定素案（第80回藤沢市みどり保全審議会・資料）の内容を踏まえた事業を提案するものとします。

## 6 募集要項等の掲載場所

募集要項等については、市のホームページからダウンロードしてください。みどり保全課（藤沢市役所分庁舎6階）の窓口などでは配布しません。

【市ホームページ】

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/midori/shiteikanrishanoboshutoshitumon.html>

## 7 募集要項等の掲載期間

2025年（令和7年）8月1日（金）から9月1日（月）17時15分まで

## 8 質問の受付

募集要項等の内容等に関する質問がある場合は、(1)から(3)に基づき、質問書を提出するものとします。なお、質問は、電子メールのみで受け付けることとし、来庁や電話等による質問の受付、回答は一切行わないものとします（不着防止のため、質問書を送信した後（土日休日の場合は翌開庁日）、「IX 問合せ先」へ電話連絡をしてください。）。

### (1) 受付期間

2025年（令和7年）8月1日（金）から8月18日（月）17時15分まで

### (2) 質問方法

質問書（任意書式）に質問事項をまとめ、団体等の名称、担当者氏名、電話番号、メールアドレスを記入の上、電子メールで次のメールアドレスに提出することとします。

提出にあたっては、件名（タイトル）を「長久保・遠藤笹窪谷公園・指定管理・質問」としてください。

また、質問書には、募集要項などの資料名や該当ページを明記するなど、質問の該当箇所が容易に分かるようにしてください。

メールアドレス [fj-midori@city.fujisawa.lg.jp](mailto:fj-midori@city.fujisawa.lg.jp)

### (3) 回答方法

2025年（令和7年）8月22日（金）を目途に、市のホームページに回答を掲載します。

【市ホームページ】

「6 募集要項等の掲載場所」と同様

## 9 申請書類の提出

### (1) 申請書類の提出先

藤沢市 都市整備部 みどり保全課（分庁舎6階）

### (2) 受付期間

2025年（令和7年）8月18日（月）から9月1日（月）までの8時30分から12時、13時から17時15分まで（土日、祝日を除く。）

### (3) 提出方法

申請書類は受付期間内に、申請者が提出先に直接、持参の上、提出するものとします（紙媒体及び電子媒体）。

また、電子媒体については、提出前に、必ずウイルス対策ソフト（メーカー指定な

し)で提出用媒体のウイルス感染の有無をチェックし、ウイルス感染が無いと確認したものを「ウイルス検査済証明書(様式集)」とともに提出してください。

#### (4) 提出部数

- |   |            |
|---|------------|
| ①指定管理者指定申請書                             | 正本1部       |
| ②事業計画書(収支予算書)                           | 正本1部 写し5部  |
| ③団体等に関する資料(IV-1-(2)-②・③・④、(3)、(4)及び(5)) | 正本1部 写し10部 |
| ④上記書類を格納した電子媒体(DVD又はCD)                 | 1部         |

### 10 留意事項

- (1) 市に提出された申請書類等は、理由の如何を問わず返却しないものとします。
- (2) 申請書類の受付期間終了後においては、申請書類の追加、内容の変更・訂正等は一切出来ないものとします。ただし、市が申請内容を確認するために、追加資料を求めることがあります。
- (3) 申請に必要となる費用は、すべて申請者の負担とします。
- (4) 申請書類に著しい不備等がある場合、受理しないものとします。
- (5) 各種事業の提案においては、別紙3「主な事業等の過年度実績」を参考にしてください。

## V 指定管理者の選定

### 1 審査選定の方法等

指定管理者候補者の審査選定は、「長久保公園(都市緑化植物園)及び遠藤笹窪谷公園指定管理者審査選定委員会の設置に関する規程」に基づき、設置する「長久保公園(都市緑化植物園)及び遠藤笹窪谷公園指定管理者審査選定委員会(以下「審査選定委員会」という。)」において、藤沢市情報公開条例第6条第2号及び第3号の規定に基づき、非公開で行います。

審査選定においては、事業計画書等に関するプレゼンテーションを申請者から受け、別紙2「審査基準表」に基づき、審査選定委員会が総合的に評価するものとします。

その後、藤沢市議会の議決を経て、藤沢市長が指定管理者を指定し、速やかに指定に関する告示を行うものとします。

#### (1) 審査(書類審査、プレゼンテーション及び申請者へのヒアリング)

提出された申請書類及び専門委員による財務分析結果の報告を基に、審査選定委員会において審査を行います。

審査選定委員会では、申請者によるプレゼンテーション及び申請者へのヒアリングを実施します(プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分程度とし、申請者の出席人数は5人までとします。)。なお、プレゼンテーションは、提出された申請書類に基づく内容に限るものとします。

申請者が多数の場合においては、プレゼンテーション等に先立ち、書類審査を実施し、審査結果の上位の団体等のみがプレゼンテーション等に進めるものとする場合があります(書類審査を実施する場合、別途、市から申請者に連絡するものとします。)

審査結果に基づき、指定管理者候補者第1順位及び第2順位（次点）を決定し、その結果は、全ての申請者に文書で通知するものとします。また、市ホームページで結果を公表します。

(2) 指定管理者候補者第1順位者及び第2順位者決定後の手続き

指定管理者候補者第1順位者については、藤沢市議会の議決を経た上で、指定管理者に指定することになります。協議により合意に達しない場合若しくは指定後に取り消し又は辞退となった場合は、第2順位者と協議を行い、候補者として決定後、同議会の議決を経て、指定管理者に指定することになります。

2 プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングの日時等の詳細については、別途、市から申請者に連絡するものとします。

3 審査評価の基準

審査評価の配点は、評価項目ごとに1点から5点とし、3点を基準点（普通）とします。なお、合計点の算出にあたり、評価項目ごとに係数を設定します。

各委員の合計点の平均が108点（評価項目の合計点の60％）に満たない場合は、指定管理者の候補者から除外するものとします。また、基本的事項（評価項目）において、評価項目ごとに各委員の評価平均点を算出し、2点以下となった評価項目が1つでもあった場合は、候補者になることができないものとします。

VI 協定の締結

業務内容に関する細目事項、指定管理料に関する事項、管理運営の基準に関する細目事項等について、市と指定管理者とで協定を締結するものとします。

1 基本協定

指定管理者として指定された団体等は、藤沢市議会の議決後、市と協議を行った上で、基本協定を締結するものとします。

原則、申請時の事業計画等の内容を実施することとしますが、審査選定委員会で意見が付された事項等については、改めて市と指定管理者で協議をした後、指定管理期間における公園の管理運営に関して、必要な事項を定めるものとします。

2 年度協定

藤沢市議会において、各年度の予算が議決されることを条件に、当該年度の具体的な業務内容及び市が支払う指定管理料等について、年度ごとに年度協定を締結するものとします。

3 協定が締結できない場合

指定管理者が協定の締結までに、次の事項のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないものとします。

(1) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合

(2) 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められる場合

(3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認め

られる場合

## Ⅶ スケジュール

2025年（令和7年）

8月 1日（金）～9月 1日（月） 募集要項等の公表

8月 1日（金）～8月18日（月） 質問の受付

8月22日（金） 予定 質問に対する回答

8月18日（月）～9月 1日（月） 申請の受付

未定 （応募者多数の場合、書類審査）

10月中旬 審査選定委員会

（プレゼンテーション及びヒアリング）

10月下旬 選定結果の通知及び公表

12月 指定管理者の指定の議決（予定）

2026年（令和8年）

1月中旬 指定管理者の指定の告示

3月上旬 基本協定の締結

3月 業務引継ぎ（指定管理者に変更がある場合）

4月1日（水） 年度協定の締結

指定管理の開始

## Ⅷ 指定管理事業に関する主な手続き

指定管理事業における定期的な手続きのうち、主なものは次のとおりとなりますが、この他にも手続き等が必要となる場合があります。

### 1 年度事業計画書

指定管理者は、各年度の開始前に、当該年度の執行体制、事業実施計画、収支計画及びその他必要な事項を記載した年度事業計画書を市に提出することとします。

年度協定の締結後、指定管理者のノウハウに支障のない範囲で、速やかに年度事業計画書を指定管理者のホームページ等で公表するものとします。

### 2 事業報告書

指定管理者は、各年度の終了後3月以内に、当該年度の利用状況、事業実績、収支報告及びその他市が管理運営の状況を把握するために必要な事項を記載した事業報告書を市に提出することとします。なお、公園ごとに収支が分かるようにするものとします。

市の確認後、指定管理者のノウハウに支障のない範囲で、速やかに事業報告書を指定管理者のホームページ等で公表するものとします。

### 3 月例報告書

指定管理者は、指定管理事業の状況を取りまとめ、毎月15日までに、前月分の報告書を市に提出することとします。ただし、3月分の報告については、年度協定の末日に提出することとします。

#### 4 モニタリング及び第三者評価

指定管理事業について、市と指定管理者の相互にモニタリングを行うものとします。

また、本市では、指定管理者のサービス水準の向上を図ることを目的に、「藤沢市公の施設指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を設置し、第三者による客観的な評価等を実施しています。評価対象となった場合、指定管理者は、資料作成や評価委員によるヒアリング等、必要な対応を行うものとします。

##### (1) モニタリング

指定管理者が、「施設・設備の維持管理」、「業務運営及びサービスの質の向上」などを中心に、仕様どおりの管理運営を行っているか否かのチェックを市及び指定管理者の双方で行うものとします。

モニタリングは毎年度、行うものとし、市は半期ごと（年度中に2回）に、指定管理者は四半期ごと（年度中に4回）に実施するものとします。

##### (2) 評価委員会による評価

評価委員会が必要と判断した施設について、指定期間の中間年度（初年度と最終年度を除いた年度のいずれかのうち、市が指定する年度）に評価を行うものとします。

評価委員会では、市及び指定管理者に対するヒアリングなどによる調査に基づき、指定管理者が提供する管理運営サービスの質を客観的な立場から総合的に評価し、必要な助言等を行います。評価結果は藤沢市議会に報告するとともに、市ホームページ等により公開するものとします。

#### 5 監査

指定管理事業について、市・監査事務局による監査が行われることがあります。監査が行われる場合、指定管理者は本監査に協力するものとします。

#### 6 引継ぎ

指定管理者は、現前指定管理者から指定管理事業を引継ぐ場合、指定管理期間の開始までに確実に引継ぎを受けることとします。

指定管理期間の終了又は指定の取り消しにより、次期指定管理者に事業を引継ぐ場合は、引継書を作成の上、市又は市が指定する者に対し、円滑な管理業務を行うための引継ぎを確実に実施することとします。

#### IX 問合わせ先

藤沢市 都市整備部 みどり保全課

住 所 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1（分庁舎6階）

電 話 0466（50）8252（直通）

F A X 0466（50）8421

メールアドレス [fj-midori@city.fujisawa.lg.jp](mailto:fj-midori@city.fujisawa.lg.jp)

以 上

## リスク分担表

項目	リスクの内容	負担者	
		藤沢市	指定管理者
管理運営費の上昇	人件費、物件費、物価変動等に伴う経費の増		○
	金利変動による管理運営費の上昇に伴う経費の増		○
法令の変更	協定書締結時に考慮されていない指定管理者制度に直接関係する条例、規則改正その他の制度変更に伴う経費の増	○	
	施設の管理運営にかかる一般的な法令変更による経費の増		○
税制度の変更	施設の管理、運営に大幅に影響を及ぼす税制変更による経費増（消費税等）	○	
	施設の管理、運営に係る一般的な税制変更による経費増（法人税等）		○
行政上の理由による事業変更等	行政上の理由により施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合における経費及びその後の維持管理経費の増及び収入の減	○	
指定管理者の提案に基づく業務内容の変更に伴う経費の増加	指定管理者の提案に基づく指定期間中の業務内容の変更に伴う経費の増及び収入の減		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然又は人為的な現象）による施設・設備の復旧にかかる経費	○	
	不可抗力による施設の利用制限に伴う利用料金収入の減少及び事業の中断等		協議
需要変動	需要変動による収入の減		○
事業の中止・延期	年度協定締結以降の藤沢市の指示によるもの	○	
	指定管理者の業務不履行・放棄・破たん		○
業務水準の不適合	業務の水準が協定書等に定めた要求水準に不適合		○
施設・設備の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由の場合の修繕費用等の増及びそれに伴う事業の中断等		○
	指定管理者の瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で見積額1件50万円以上のもの	○	
	指定管理者の瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で見積額1件50万円未満のもの		○

項目	リスクの内容	負担者	
		藤沢市	指定管理者
備品の購入	備品の新規購入		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない経年劣化等における備品の買替等で見積額1件20万円以上のもの	○	
	指定管理者の管理瑕疵によらない経年劣化等における備品の買替等で見積額1件20万円未満のもの		○
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由の場合（不適切な施設管理により利用者等がケガ等をした場合）		○
	上記以外の場合	○	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由の場合（不適切な施設管理により騒音、振動等が発生し、第三者に損害を与えた場合）		○
	上記以外の場合	○	
保険加入	施設の火災保険	○	
	賠償責任保険・損害保険		○
地域住民・施設利用者等への対応	地域住民との協調		○
	施設管理・業務内容に関する住民及び施設利用者からの苦情・要望、ホームレス・不審者への対応		○
	上記以外の場合	○	
資金調達	藤沢市から指定管理者への経費の支払い遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者から再委託業者への経費の支払い遅延によって生じた事由		○
書類の誤り	提案書、事業計画書、事業報告書等の指定管理者が提出した内容の誤りによるもの		○
指定期間満了時等の費用	指定期間満了時又は指定を取り消された場合の撤収費用、現状回復及び引き継ぎに関する費用		○
みどりの相談所の建替えに伴う費用	みどりの相談所の建替え並びに建替えに伴う引越し及び什器購入等に関する費用	○	
	上記のうち、事業の効率性等のために、指定管理者が主体的に行う備品購入等に関する費用		○
	建替え先にある施設等の移設・撤去及び現在のみどりの相談所の解体・撤去に関する費用	○	
	管理施設の増減に関する管理運営経費の取扱い		協議
施設の有料化	一部施設を有料化した場合の管理運営経費の取扱い		協議

長久保公園（都市緑化植物園）及び遠藤笹窪谷公園の指定管理者候補者の選定に係る審査基準表

	審査の基準	評価項目	評価の視点	配点	係数	一次評価	二次評価
I 団体の 基本的 要件	1 指定管理者であるための基本的理解	(1) 指定管理者制度への理解◎	指定管理者制度の目的や趣旨をよく理解しているか	5	1		
		(2) 管理運営の基本方針	施設の設定目的や基本理念をよく理解し、管理運営の基本方針を確立しているか	5	1		
	2 管理運営能力	(1) 財務面の健全性・安定性◎	管理運営を安定的に行うための経営基盤を有しているか	5	1		
		(2) 団体の適性	団体の種別や性格は、当該施設の管理運営を行うのに適しているか	5	1		
		(3) 管理運営実績	同種又は類似の施設の管理運営実績はあるか	5	1		
	3 法令遵守	(1) 法令遵守の取組◎	法令遵守への取組及びコンプライアンスに関わる事故が発生した場合の対応等が適切に行われる仕組みが確立されているか	5	1		
II 事業 計画 書	1 施設の効用の発揮	(1) 施設利用の促進	施設の利用を促進させる具体的な提案がされているか、また、その内容は適切か	5	2		
		(2) サービスの向上	新たなサービスの具体的な提案がされているか、また、その内容は適切か	5	1		
		(3) 平等な利用の確保	市民等の平等な利用の確保のための考え方・方策は適切か	5	1		
		(4) 利用者意見等の把握	利用者の意見、要望、苦情等の受付及びこれらに対応する体制は確立しているか	5	1		
	2 施設の管理	(1) 施設・設備の維持管理	施設や設備の維持管理計画は適切か	5	1		
	3 危機管理体制	(1) 防犯・防災対策	防犯や防災への取組は確立されているか	5	1		
		(2) 緊急時の対応	事故、災害その他の緊急事態が発生した場合の体制は確立されているか	5	1		
	4 管理運営経費	(1) 収支予算書	管理運営経費は適正に算定されているか、また、収支予算書の内容は適切か	5	1		
		(2) 効率的な運営	管理運営経費の縮減が図られているか（DXの視点を含む）	5	2		
		(3) 人員体制	労働関連法令の遵守や雇用・労働条件、執行体制、人員配置、勤務割振り、研修計画等は適切か	5	1		
		(4) 研修体制	職員（社員）の資質向上のための研修計画はあるか	5	1		
	5 市の施策への理解	(1) 情報の管理体制	情報公開・個人情報保護への取組は確立されているか	5	1		
		(2) SDGs・環境配慮・人権擁護	SDGs・環境配慮・人権擁護の取組は確立されているか	5	1		
		(3) 暴力団排除の対策	暴力団排除への取組は確立されているか	5	1		
		(4) 生物多様性地域戦略への理解	藤沢市生物多様性地域戦略を理解したうえで、事業計画が作成されているか	5	1		
		(5) 緑の基本計画への理解	藤沢市緑の基本計画を理解したうえで、事業計画が作成されているか	5	1		
		(6) 市内経済活性化への配慮	再委託を必要とする業務について、市内業者への発注等、市内経済の活性化への配慮がされているか	5	2		
	6 特記項目	(1) 市民及び関係団体等との協働	市民活動団体やボランティア等との協働による公園管理の取組は確立されているか	5	1		
		(2) 生物多様性の主流化に向けた普及啓発及びみどりの普及啓発	公園の特性を活かした生物多様性の主流化に向けた普及啓発及びみどりの普及啓発に関する取組が事業計画に組み込まれているか	5	3		
		(3) 生物多様性に関するマルチパートナーシップの構築	生物多様性に関するマルチパートナーシップ構築のための取組は、事業計画に組み込まれているか	5	1		
(4) 自主事業の推進		団体のノウハウを活かした創意工夫のある自主事業が提案されているか	5	2			
III 提案	1 事業計画全般	(1) 仕様の適合	業務内容及び各種条件等、仕様に適合した提案となっているか	5	1		
		(2) 特色ある提案	団体の特色を生かした、創意工夫がある提案となっているか	5	1		
		(3) 実現可能性	着実で安定的な、実現可能性のある提案となっているか	5	1		

- ・一次評価欄・・・ 一次審査として書類審査を行う場合に使用
- ・二次評価欄・・・ 二次審査としてプレゼンテーションを行い、あわせて一次審査の見直しを行う場合又は書類審査とプレゼンテーションをあわせて行う場合に使用
- ・係数欄・・・ 施設の特性等により、重要視する評価項目がある場合に使用（3倍を上限とする）
- ・得点基準・・・ たいへん優れている…5点 優れている…4点 普通…3点 やや劣る…2点 劣る…1点
- ・基本的事項・・・ ◎は基本的事項のため、委員の平均点がこの項目のうち1項目でも2点以下となった場合は、候補者にはなれないものとする。

### 主な事業等の過年度実績

#### 講習会、展示会、自然観察会の実績

令和5年度

(単位：回)

分類		長久保公園	遠藤笹窪谷公園	合計
展示会	常設展示	1	1	2
	企画展示	41	0	41
講習会		94	0	94
自然観察会		6	10	16

※講習会、自然観察会の参加人数(1,765人(延べ))

令和6年度

(単位：回)

分類		長久保公園	遠藤笹窪谷公園	合計
展示会	常設展示	1	1	2
	企画展示	45	6	51
講習会		103	9	112
自然観察会		10	15	25

※講習会、自然観察会の参加人数(2,312人(延べ))

#### 長久保公園サポーター(ボランティア)の活動実績

令和5年度

	ハーブ	樹木	菜園	草花	バラ	洋ラン	子ども	ビオガーデン	合計
活動回数(回)	32	24	22	23	22	11	12	8	154
参加人数(延べ・人)	280	227	111	78	37	101	95	109	1,038

令和6年度

	ハーブ	樹木	菜園	草花	バラ	洋ラン	子ども	ビオガーデン	合計
活動回数(回)	35	24	24	27	19	12	12	12	165
参加人数(延べ・人)	275	279	190	156	108	126	75	117	1,326

## 遠藤笹窪谷公園愛護会（市民活動団体）の活動実績

令和5年度

	菖蒲畑	カキツバタ田	水田	合計
活動回数(回)	38	15	8	61
参加人数(延べ・人)	198	153	74	425

※指定管理者が愛護会に対して、約178万4千円／年（活動費・交通費）を支払い

令和6年度

	菖蒲畑	カキツバタ田	水田	合計
活動回数(回)	52	11	17	80
参加人数(延べ・人)	268	70	107	445

※指定管理者が愛護会に対して、約199万5千円／年（活動費・交通費）を支払い

## 光熱水の実績

令和5年度

種類		単位	長久保公園	遠藤笹窪谷公園
水道		使用量 (m <sup>3</sup> )	1,438	345
下水道		使用量 (m <sup>3</sup> )	1,438	345
電気	業務用季時別電力2型	使用量 (kwh)	69,978	-
	従量電灯C	使用量 (kwh)	-	5,178
	低圧電力	使用量 (kwh)	-	8,533
ガス		使用量 (m <sup>3</sup> )	9,018	-

令和6年度

種類		単位	長久保公園	遠藤笹窪谷公園
水道		使用量 (m <sup>3</sup> )	2,000	198
下水道		使用量 (m <sup>3</sup> )	2,000	198
電気	業務用季時別電力2型	使用量 (kwh)	74,297	-
	従量電灯C	使用量 (kwh)	-	6,208
	低圧電力	使用量 (kwh)	-	3,727
ガス		使用量 (m <sup>3</sup> )	10,813	-

## アンケートの実績

令和5年度

アンケート	回収数(件)
利用者アンケート(長久保公園)	107
利用者アンケート(遠藤笹窪谷公園)	78
春のみどりと花のまつり(長久保公園)	139
遠藤笹窪谷公園一周年記念祭(遠藤笹窪谷公園)	76
秋の感謝祭(長久保公園)	372
講習会参加者	750
合計	1,522

令和6年度

アンケート	回収数(件)
利用者アンケート(長久保公園)	120
利用者アンケート(遠藤笹窪谷公園)	237
春のみどりと花のまつり(長久保公園)	160
秋の感謝祭(長久保公園)	137
講習会参加者	1231
合計	1,885

## 施設の利用実績

令和5年度

施設名	人数(人)	備考
みどりの相談コーナー	1,171	対面・電話
図書室	1,044	施設利用簿に記入された方に限る。
温室	-	未集計

令和6年度

施設名	人数(人)	備考
みどりの相談コーナー	1,207	対面・電話
図書室	1,072	施設利用簿に記入された方に限る。
温室	717	施設利用簿に記入された方に限る。

## 記念樹の配布実績

令和5年度

区分	配布数(件)
苗木	372
ハーブ	131
室内植物	632
合計	1,135

令和6年度

区分	配布数(件)
苗木	397
ハーブ	216
室内植物	682
合計	1,295

添付資料 公園図面（別添のとおり）

- ・長久保公園 平面図
- ・長久保公園みどりの相談所 平面図
- ・遠藤笹窪谷公園 平面図
- ・遠藤笹窪谷公園生物多様性サテライトセンター（管理棟） 平面図

様式集（別添のとおり）

- ・指定管理者指定申請書
- ・グループ構成員表
- ・宣誓書
- ・ウイルス検査済証明書

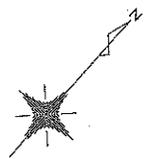
# 長久保公園 平面図

S=Free



— 公園区域

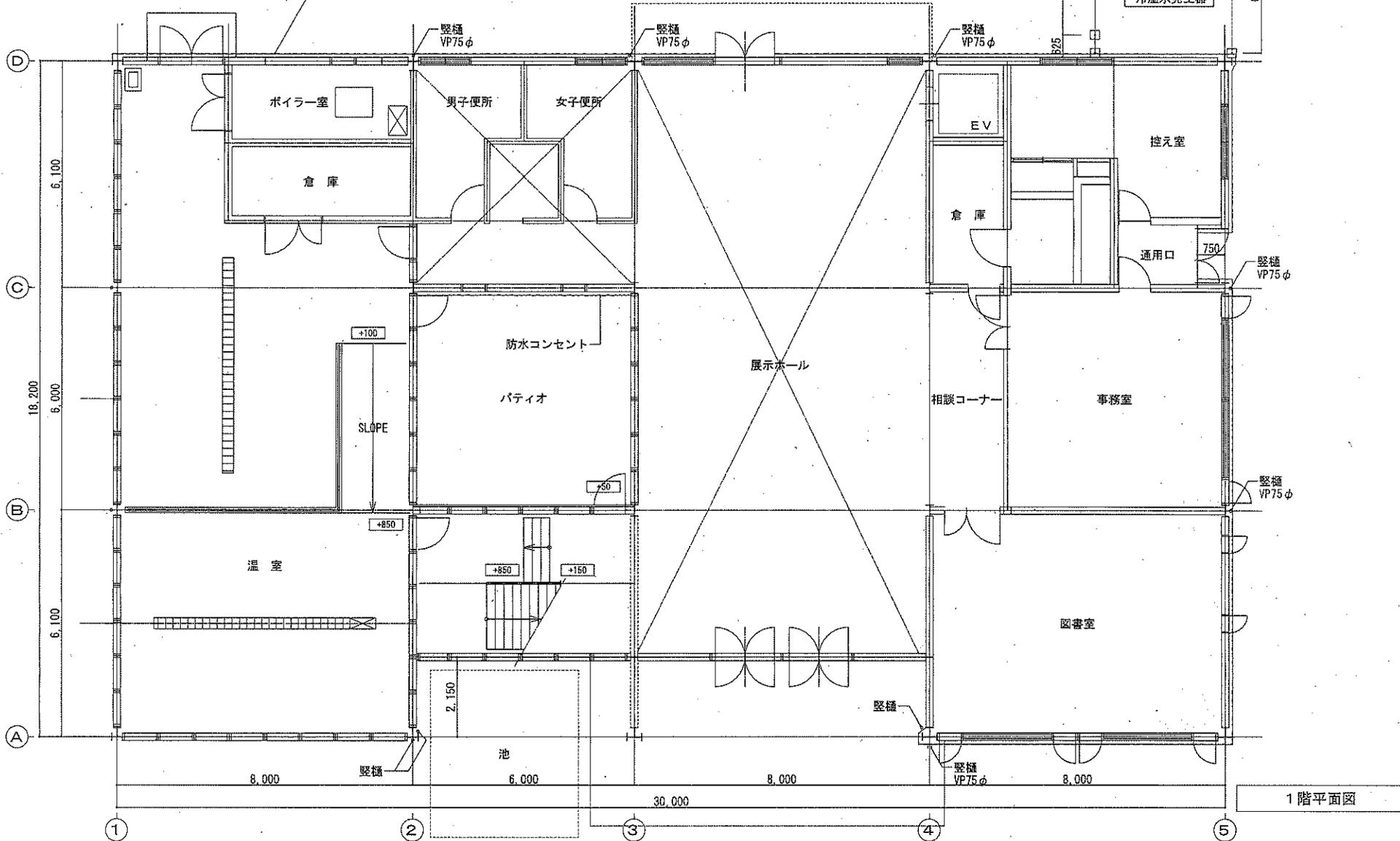
公園名	長久保公園
図面名	平面図
縮尺	— 図面番号 /



外壁材：カラーガルバリウム鋼板 t0.4  
断熱材：グラスウール24kg/m<sup>3</sup> t50

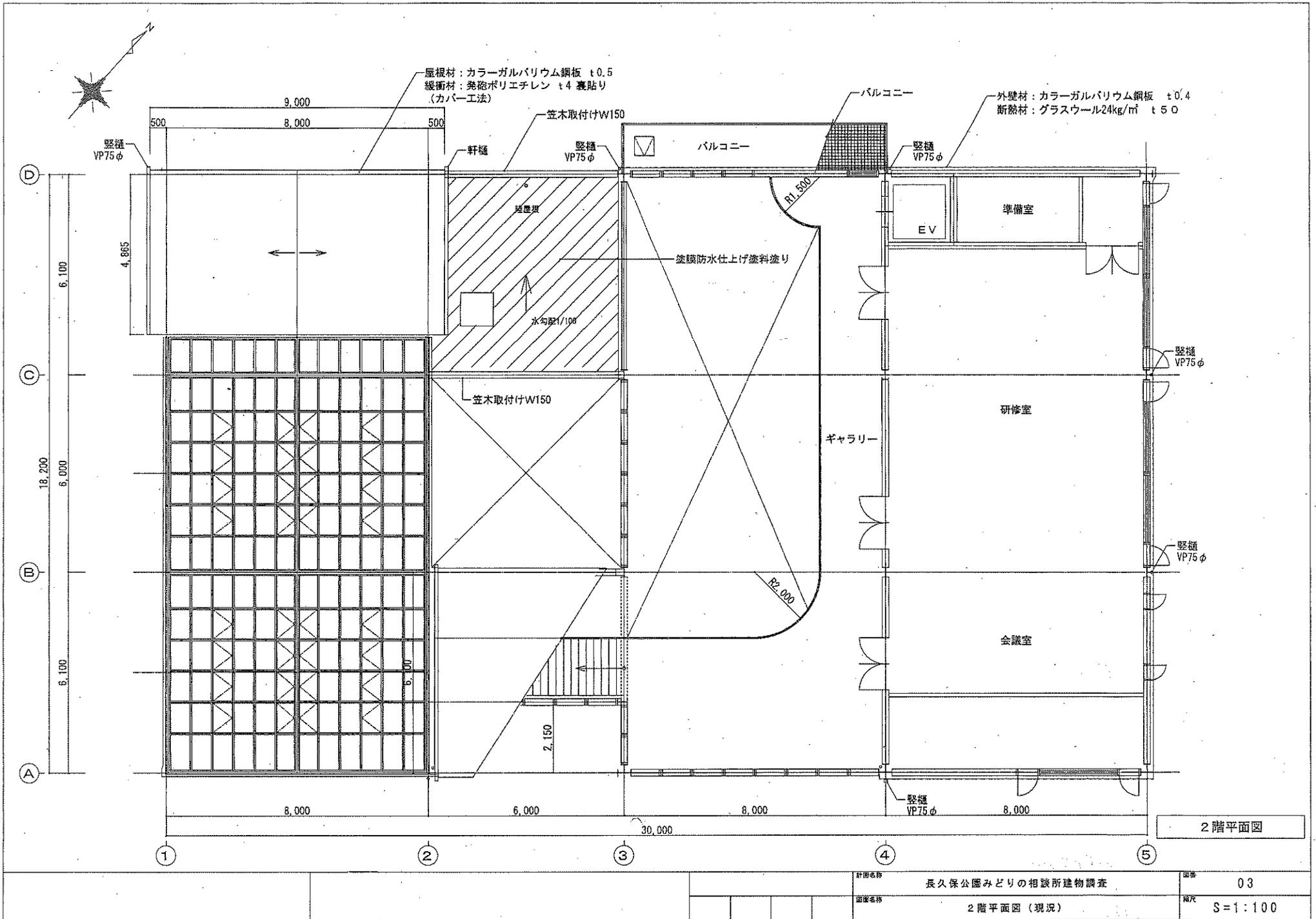
メッシュフェンスH1800 (支給品)  
フェンス基礎ブロック共

メッシュフェンスH1800  
冷温水発生器



1階平面図

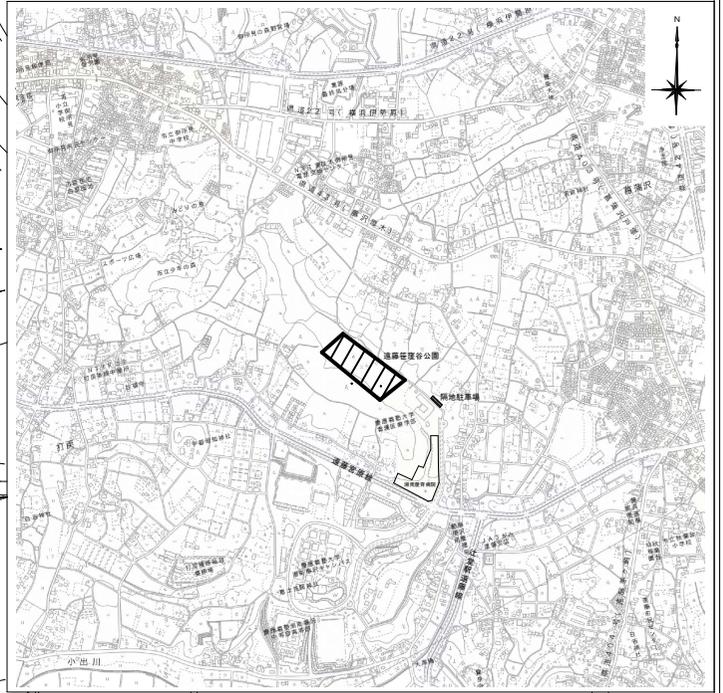
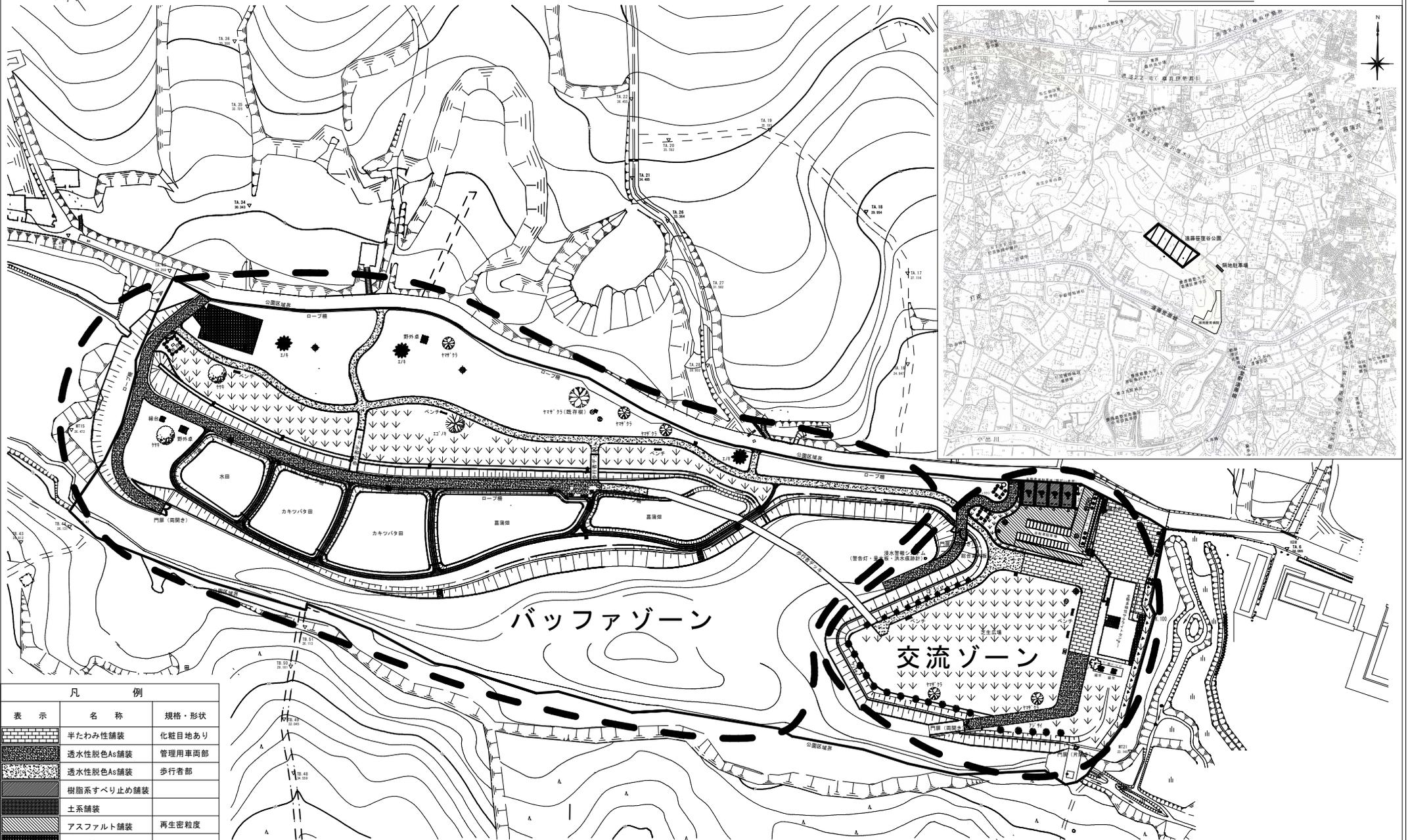
	計画名称	長久保公園みどりの相談所建物調査	図号	02
	図面名称	1階平面図 (現況)	縮尺	S=1:100



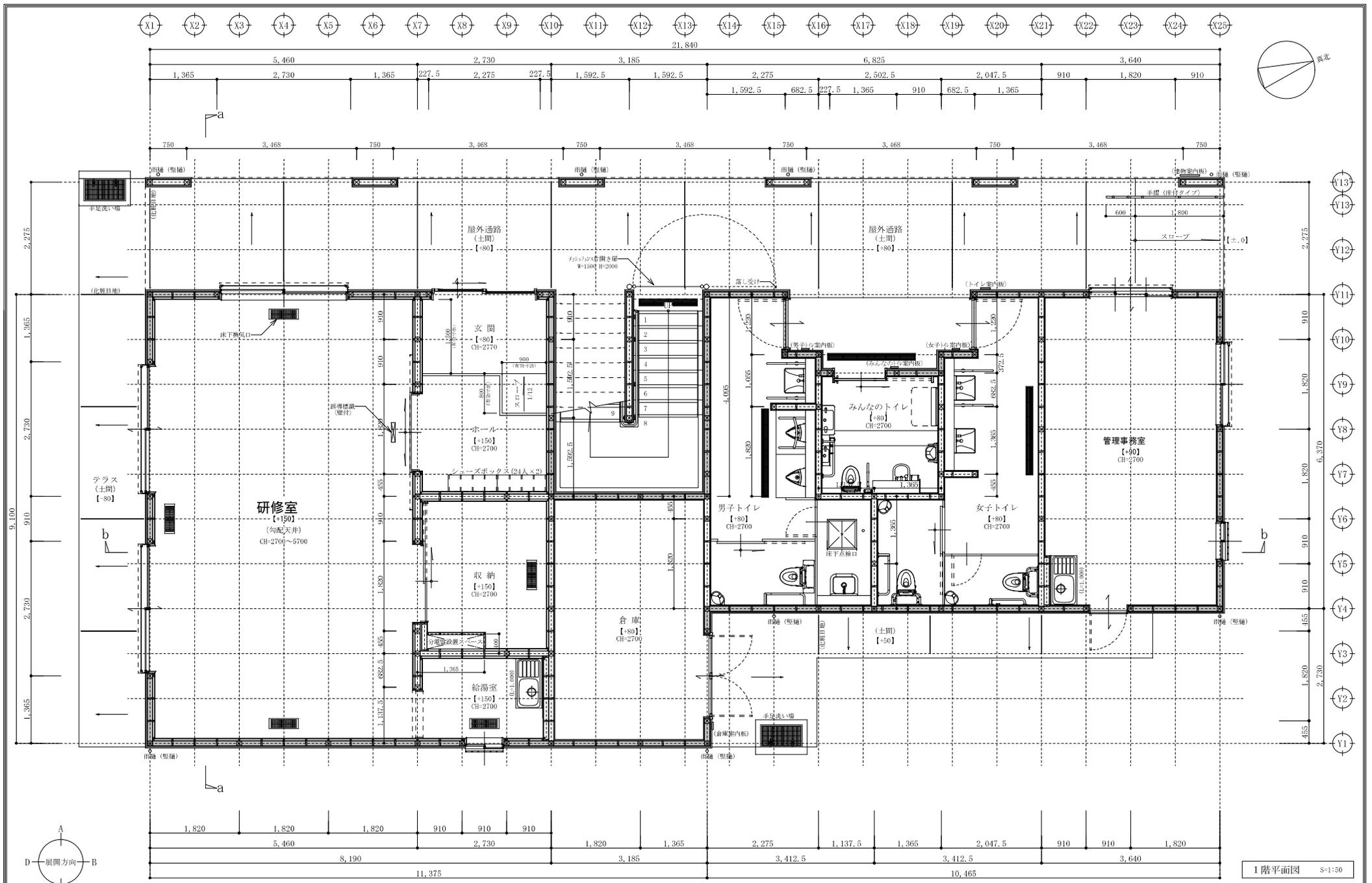
計画名称	長久保公園みどりの相談所建物調査	図番	03
図面名称	2階平面図 (現況)	縮尺	S=1:100

# 遠藤笹窪谷公園平面図 縮尺 S=1:500

## 案内図 縮尺 S=FREE



凡 例		
表 示	名 称	規格・形状
	半たわみ性舗装	化粧目地あり
	透水性脱色As舗装	管理用車両部
	透水性脱色As舗装	歩行者部
	樹脂系すべり止め舗装	
	土系舗装	
	アスファルト舗装	再生密粒度
	砕石舗装	
	芝生(高麗芝)	
	照明灯	



変更履歴			工事名	遠藤笹窪谷公園管理棟	図面NO
/			図面名	1階計画平面図	作成日
/				縮尺	
/					

指定管理者指定申請書

年 月 日					
藤沢市長	<div style="text-align: right; margin-right: 20px;">所在地 名 称 代表者の氏名 電話番号</div> <div style="text-align: center; margin-right: 20px;">申請団体</div> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">㊟</div>				
指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。					
指定を受けようとする団体	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">名 称</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事務所の所在地</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	名 称		事務所の所在地	
名 称					
事務所の所在地					
管理を行おうとする公の施設の名称	長久保公園（都市緑化植物園）及び遠藤笹窪谷公園				
添 付 書 類	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">■ 事業計画書</td> <td style="width: 50%; border: none;">■ 団体の概要説明書</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">■ 団体の活動実績書</td> <td style="border: none;">■ その他公募要項に基づく書類</td> </tr> </table>	■ 事業計画書	■ 団体の概要説明書	■ 団体の活動実績書	■ その他公募要項に基づく書類
■ 事業計画書	■ 団体の概要説明書				
■ 団体の活動実績書	■ その他公募要項に基づく書類				
(事務処理欄)					

長久保公園（都市緑化植物園）及び遠藤笹窪谷公園指定管理者

グループ構成員表

1 代表法人 法人の役割（ ）	
所在地	
法人名	
代表者名	
担当者	所属・役職名 氏名
	電話番号 Eメール
2 構成法人 法人の役割（ ）	
所在地	
法人名	
代表者名	
担当者	所属・役職名 氏名
	電話番号 Eメール
3 構成法人 法人の役割（ ）	
所在地	
法人名	
代表者名	
担当者	所属・役職名 氏名
	電話番号 Eメール
4 構成法人 法人の役割（ ）	
所在地	
法人名	
代表者名	
担当者	所属・役職名 氏名
	電話番号 Eメール
5 構成法人 法人の役割（ ）	
所在地	
法人名	
代表者名	
担当者	所属・役職名 氏名
	電話番号 Eメール

※「構成法人」の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて適宜作成及び追加してください。

年 月 日

藤 沢 市 長

申請者 所在地  
団体名  
代表者氏名

印

### 宣 誓 書

長久保公園（都市緑化植物園）及び遠藤笹窪谷公園の指定管理者の指定を申請するにあたり、「藤沢市指定管理者による公の施設の管理に関する条例」第3条に規定する指定管理者となることができない法人等又は長久保公園（都市緑化植物園）及び遠藤笹窪谷公園指定管理者募集要項による欠格事項に該当しないこと、同募集要項に定める申請資格をすべて満たしていること及び添付書類の内容について事実と相違ないことを宣誓いたします。

また、指定管理者の指定に係る議決の日（優先交渉権者以外の者にとっては、優先交渉権者の決定の日）までに欠格事項に該当することとなったときは、直ちに藤沢市に通知します。

年 月 日

藤沢市長

所在地  
事業者名  
代表者名

## ウイルス検査済証明書

納入（持込）媒体及びファイルにつきまして、次のとおりウイルス検査を実施した結果、媒体内に格納したファイルについて、ウイルス感染していないことを証明します。

件名	長久保公園（都市緑化植物園）及び遠藤笹窪谷公園指定管理者		
媒体の種類			
検査年月日	年 月 日		
ウイルス対策製品	製品名		
	パターン ファイル	番号	更新日 年 月 日
検査実施者	団体等名		
	氏名		

※ この検査済証は、1媒体につき1枚を各媒体に添付して提出すること。